

令和5年度 入札監視委員会議事概要

北海道防衛局・帯広防衛支局

開催日及び場所	令和5年6月20日（火）北海道防衛局第1・第2会議室
委員	菊地 均（大学名誉教授） 神谷奈保子（大学客員教授） 大浦 崇志（公認会計士） 北守 一隆（大学名誉教授） 中野 雅文（弁護士）

防衛省発注機関が締結する契約（建設工事等）に関する審議

審議対象期間	令和5年1月1日～令和5年3月31日	
審議対象件数	33 件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	10 件	（審議概要） 1 契約状況の説明 2 抽出事案の概要説明 3 抽出事案の審議
一般競争契約	10 件	
指名競争契約	0 件	
随意契約	0 件	
	意見・質問	回 答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答	<p>【抽出案件】</p> <p>① 松前（4）局舎新設機械工事</p> <p>・一者応札となった背景、状況について説明願いたい。</p> <p>・高落札率となったのは人件費に係る部分が大きかったのか。</p>	<p>・当初入札が不成立となり、再公告した事案。業界団体に聞き取りした結果を踏まえ、ランクのAからA又はBへの拡大、遠隔地からの労働者確保に要する費用の適用などを見直して再公告し、一者の応札があったところ。</p> <p>・本件は見積活用方式を採用しているため、発注者が入札参加者に見積りの提出を求め、見積りの妥当性を確認し、その単価を積算価格に反映したものであ</p>

○委員からの意見・質問
○それに対する回答

・最初からA又はBランクで応募しなかった理由は何か。

② 東千歳外（４）保管庫新設等建築その他工事

・入札回数が２回となった経緯について説明願いたい。

・材料の価格が乖離の原因だったことについて、事前に情報等把握していることはなかったのか。

・評価点についても落札者が１位になっていることについて説明願いたい。

・本件は複数の地区の業務を取りまとめて発注規模を大きくし、多数の応募を見込んだという説明があったが、発注ロットが大きくなるということと高落札率は関係があるか。

・材料費の高騰に対し予定価格をきちんと追従させていくべき。

③ 東千歳（４）整備場改修建築その他工事

・整備場の改修の具体的な内容及び、非常に高額な工事であるが、これだけの大きな工事になるということについて説明願いたい。

る。このことから、高落札率となったのではないかと考えている。

・例年の状況を踏まえ、最初からランクを拡大することもあるが、本件については工事概算額から当初はAランクとしていた。

・１回目の入札は、予定価格超過となった。入札参加者の内訳書を点検した結果、鉄骨と鉄筋の材料で価格の乖離があった。

・鋼材の値上がりは承知しており、積算上留意はしていたが、乖離があり、落札に至らなかった。

・もう１者は、工事实績が足りなかったこともあり評価点の差が開いたもの。

・まとめたことによって落札率が高くなるということはないと考えている。

・引き続き、状況把握に努める。

○委員からの意見・質問
○それに対する回答

・整備場は電波を発する機器の整備をする建物であり、部屋の内側全体を金属のパネルで覆って電波を遮断するという改修である。非常に高い性能を持った施設であるため高額となった。

・今回の工事は整備場の改修となっているが、シールドをした段階ではかなり永続性の高いものになっているということか。

・入札状況調書を見ると、最低金額の業者ではなく、落札者が選ばれた理由をお聞きしたい。

・本件では評価点の内訳中、最低金額の業者の企業の技術力がとりわけ低いが、これは実績がない結果の点差という理解でよいか。

・結論として、客観的に、落札者は総合評価の判断として、実績で優っていた、という理解でよいか。

・高性能のシールドに改修したので、必要な要求性能が変わるまで建物はそのまま使用できる。

・本件は総合評価方式のため、価格と技術の両方で評価し、落札者が優ったという結果になった。

・評価点は評価基準に基づいて同種工事の施工実績や工事成績を加点するもので、最低金額の業者には、官庁実績が少なくて工事成績の加点が少なかったという結果になっている。

・そのとおりである。

○委員からの意見・質問
○それに対する回答

④ 稚内（４）通信線路設計

・一者応札になった理由を説明願いたい。

・入札公告を入手した業者に稚内の業者はいたのか。

・高落札率であった理由は何か。

・本件は内容が通信の工事に特化したものであり、入札公告等を入手した他社にも確認したところ、自社で在籍している各技術者のうち、通信技術者の割合が低く、人数も減っている等の事情から技術者の配置が困難と判断し、参加を見送ったという話があり、結果として一者応札となったところ。

・落札者を含め、ほとんどは札幌の業者であった。

・本業務の積算は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「官庁施設の設計業務等積算基準」により、積算しています。業務の内容から標準業務に含まれない屋外の設計であることから、追加業務として、複数の設計事務所から業務に必要な作業時間数の見積りを徴取し積算しており、結果、入札参加者の見

積りが最も作業時間数が少なかったため、高落札率に至ったものと認識している。

・評価点の内訳中、賃上げの実施に対する評価という項目があり、0点となっているが、これはどういうことか。

・当該業者が賃上げを表明しておらず、点数を与えなかったということである。

・入札・契約状況調書の技術評価点という点数は、最終的に入札参加資格要件を満たしているとか満たしていない、という様な判断に使うのか。

・総合評価方式による技術評価点は、価格面以外の企業及び技術者の技術力を評価しているものであり、企業の実績、配置予定技術者の経験及び能力、評価テーマに対する技術提案等について点数化したものである。一方、入札参加資格要件として求める実績や技術者の資格は別に定めており、要件を満たしていることを確認している。

・評価点の内訳を見て、結果的にこれは基準を満たしていますとか満たしていないとか結論が分からないのだが何を見れば分かるのか。

・まず第一条件で、入札価格が当局の予定価格を下回っていること、更に、欠格要件がなく、入札参加資格要件を満たしていることで、基準はクリアされている。

・積算する時に、通信ケーブル敷設の距離によって積算額が変わると思うが、諸経費の部分に含まれているのか。

・業務費の構成としては、直接人件費、諸経費、技術料等経費、特別経費があり、ケーブル敷設の設計に必要な作業時間を直接人件費に計上している。官庁施設の積算基準に則って、諸経費については直接人件費の110%、技術料等経費については15%で計算している。なお、直接人件費に計上している時間数は、ケーブル敷設区間（距離含む）を提示した上で、複数の設計事務所から作業時間数の見積りを徴取し、それを基に算定している。

○委員からの意見・質問
○それに対する回答

⑤ 東千歳外（4補）空調設備等改修設備設計

・4地区取りまとめたことによる効果と、落札者に決まった経緯をご説明願いたい。

・本件は東千歳ほか3地区の業務をまとめているが、東千歳以外の3地区の業務は非常に小規

模となっており、分離して発注した場合は入札参加者が見込めないことが想定されたため、一番大きな東千歳の業務に合わせ、企業にとって魅力のある規模の業務量となる様に計画したところ。結果、4者の入札参加があり、一定の効果があつたと考えている。

・入札・契約状況調書で応札4者のうち3者がほぼ同額で、落札者はこれよりも百万円以上少ない金額で応札している。他の業者と違って百万以上抑えられたことについて、見積りの内訳などで検証されたか。

・推察になるが、先ほど説明させて頂いたとおり、本件は見積りを複数者から徴取し、業務の時間数を積み上げて予定価格を算定している。そのため、各者の作業時間数の差により、こういう結果に至ったのではないかと考えている。

・評価点の内訳では、企業の実績及び能力と予定技術者の経験及び能力について、落札者の点数が応札4者中一番低い。問題なかったのかをご説明頂きたい。

・技術評価点のうち、企業の実績及び能力と予定技術者の経験及び能力を比較すると、応札4者中一番低い点数であるが、入札参加資格要件は満たしており、当該業務の履行に問題はないと考えている。

・例えば、予定価格をわずかに超えているが点数の高い業者と、予定価格内だが点数が低い業者があつたとして、予定価格を少しでも超えたら、どうであれそれ以降の評価点は見ないのか。

・そのとおりである。

○委員からの意見・質問
○それに対する回答

⑥ 襟裳外（4補）燃料施設等新設測量調査

・先ほどの稚内の事案と異なつて7者も応札があり、競争の結果、低入札となっている。こちらは何かそれほど札を入れる価値がある業務であるのか、ということをご説明頂きたい。

・各地区単体で見ると魅力はないが、3地区を取りまとめたことで、金額が大きくなり魅力が出たと考えている。また、本件は補正予算による事案のため3月に入札を行っているが、測量業者は4～6月が閑散期であり、発注時期が業者にとって魅力的だったのではないかと考えている。

・最終的に、低入札になっても問題ないという結論に至った経緯をご説明頂きたい。

・落札業者から、低入札に至った経緯等の聞き取りをしたところ、手持ち業務が何もない状態で、技術者に余裕があり、下請けを使う予定がなく、機械も含め全部自社で業務実施とのことであり、かつ落札に対する熱意があった。また、内訳を点検したところ、直接測量費は当局の積算とほぼ同じで、諸経費を下げているという状態であったが必要最低限の経費は計上されていた。更に、この落札業者は、本件の一部地区で過年度に測量を実施しており、地理的に精通しているため、効率よく業務を進めることが出来る、とのことから、問題ないと判断した。

・低入札であったが、人件費としては充足してたので、仕事が滞ることはないという判断をしたということか。

・そのとおりである。

・調査資料中、諸経費に係る内訳書の中に付加利益とあるが、これは計上することになってるのか。

・官側の積算上は諸経費に含まれるが、この内訳書は業者が作成したものである。

・低入札価格調査結果調書中、自社の利益を確保出来る可能な範囲で削減した金額で経費を計上しており、とあるが、これを判断した資料を添付して頂きたい。

・業者から聞き取りを行った結果の資料があるので、今後、同様の審議事案には添付したい。

・経営状況及び信用状況の資料の内容が適当であるか確認するため、決算書を審議資料に添付して頂きたい。

・今後、対応したい。

・補足資料に賃借対照表があり、流動資産の合計が流動負債よりも大きいから問題ない、という結論に至っているが、流動資産で資金預け金が大きな部分を占めている。これは何か。

・詳細な内容まで確認していないので承知していない。

・一般に流動資産が大きいのは現金預金があるから安全だとい

・今後の参考にさせて頂きたい。

うイメージがある。決算書を見ると現金預金がほとんどなく、ほぼ現金以外の流動資産で流動資産が構成されており、問題ないという判断は少々疑問がある。流動比率よりも、現金があるかという着眼をした方がよいかと考える。

・本件は件名に測量調査とあるが、実質測量業務であると推察する。総合評価方式を取っていないが何か理由は。

・入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じると認められない業務は価格競争で発注している。

○委員からの意見・質問
○それに対する回答

⑦根室（４）東基地局舎改修等機械工事

・一者応札の要因はなにか。

・本事案は、12月に入札を実施したが不調となったため、参加要件を緩和し再公告を行った。参加者が少なかった要因は、発注時期や地域性に伴う技術者等の確保が困難であったのではないかと考えている。

・入札回数7回の経緯について説明願いたい。

・開札1回目において、入札額と予定価格の開差が大きく、補足説明を実施。その後、開札2回目に関差が約1割となったことから、開札3回目執行を判断。さらに、本件については、12月に入札不調を受けた、再公告事案であったこと、今回の入札が年度内最後の契約機会ということもあり、当支局側としても契約成立にこぎつきたいという思いもあり、落札まで入札を継続することとした。

○委員からの意見・質問
○それに対する回答

⑧根室（４）東基地局舎改修等建築工事

・一者応札の要因について説明願いたい。

・本事案は、12月の入札不調を受けての再公告事案であり、見積活用方式の採用及び参加資格要件を緩和したが、結果として1者のみの応札となってしまったのは、技術者等の確保が困

○委員からの意見・質問
○それに対する回答

・高落札率になった要因について説明願いたい。

⑨根室（４）局舎等改修建築設計

・入札回数３回の経緯について説明願いたい。

・７者参加で契約者に決定するまでの過程を説明願いたい。

・今回の場合など、防衛省・官公庁での実績の有無による差が顕著に出た事例ではないか。本来は、価格競争が僅差の場合の判断材料とすべきが、価格競争よりも実績評価等に比重を置く

難であるなど地域性によるものが大きいのではと考えられる。

・本工事は、入札不調対策として「見積を活用する積算方式」を適用しており、入札参加者から見積を提出させ妥当性が確認された見積を予定価格の基となる積算価格に反映させていることから、応札者は直接工事費が開差なく積算可能であり、共通費の積算は公表されている「公共建築工事共通費積算基準」により積算を行っているため、応札者が精度の高い積算を行ったものと思われる。

・開札１回目において、入札額と予定価格の開差が大きく、補足説明を実施。開札２回目に関差が僅差となったことから、開札３回目の執行を判断。

・本事案は総合評価落札方式により技術評価点と価格評価点の合計である評価値が最も高い者が落札者となる。

このため、入札価格が最も低い価格を入れ、価格評価点で１位の参加者は技術評価点が３位の為、合計の評価値が２７．７１６で２位となり、入札価格で最も低い価格評価点０．０６５となった参加者だが、技術評価点１位の３４．０９０で合計の評価値が３４．１５５で１位となり、技術評価点と総合評価点の合計で１位となったことから、落札者となった。

・今後の参考にさせて頂きたい。

- 委員からの意見・質問
- それに対する回答

のは新規参入の排除とも捉えられかねない。見直しなどは行っているのだろうか。
入札価格が高い応札者を落札者とするのは相当の理由が必要であり、実績や経験のある者が優位すぎる様に感じるという意見を述べさせて頂く。

⑩根室外（4補）隊庁舎等新設地質調査

- ・低入札価格調査の内容について説明願いたい。
- ・内容は了解した。先程の局の事案（襟裳外（4補）燃料施設等新設測量調査）でも考え方を述べさせていただいたので、局と同様に整理していただきたい。

- ・規則に則り調査内容の流れを説明。
- ・承知した。

2. 談合疑義案件の処理状況について				
談合疑義案件		0 件		(審議概要) 処理状況を報告
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意見・質問		回 答
		・なし		
委員会による意見の具申又は勧告の内容		・なし		
3. 再苦情処理（再説明請求回答）				
再苦情申立件数 (再説明請求件数)		総件数 0 件		(備考)
建 設 工 事	一般競争(政府調達協定対象外)	件		
	公募型指名競争	件		
	指名競争	件		
	随意契約	件		
建設コンサルタント業務等		件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)		申立日	件名	契約方式
				内容等
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答		意見・質問		回 答
		・なし		
委員会による意見の具申又は勧告の内容		・なし		